

神戸市私立学校振興助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、助成金の交付に関する経費について、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号）に定めのあるもののほか、神戸市私立学校教育の振興のために行う助成（以下「助成」という。）に関する細目を定めるものとする。

(助成の対象者)

第2条 助成の対象となる者は、市内に学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に定める学校を設置している学校法人及び学校教育法附則第6条の規定による学校の設置者（以下「学校法人等」という。）とする。

2 前項に定める学校のうち、幼稚園については、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行前に学校教育法第1条に定める幼稚園として設置された認定こども園を含むものとする。

(助成の種類及び目的)

第3条 幼稚園にかかる助成の種類及び目的は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 一般助成

施設整備、施設充実及び教材購入並びにそれらの修繕に要する経費の補助

(2) 教職員研修費助成

教職員の研修に要する経費の補助

(3) 幼稚園助成

幼稚園の5歳児全員就園促進を図るための教材購入に要する経費の補助

2 高等学校にかかる助成の種類は、次の各号に掲げるものとし、助成の目的は施

設整備，施設充実及び教材購入並びにそれらの修繕に要する経費の補助，教職員の研修に要する経費の補助，教育活動事業の実施に要する経費の補助とする。

- (1) スポーツ・文化活動
- (2) グローバル（国際）教育
- (3) キャリア教育
- (4) ICT（Information and Communication Technology）教育

3 小学校，中学校及び高等学校にかかる助成の種類及び目的は，次に掲げるとおりとする。

人権教育推進助成

小学校，中学校及び高等学校の人権教育推進に要する経費の補助

（助成の申請）

第4条 助成を受けようとする学校法人等は，毎年，幼稚園にかかる助成についてはこども家庭局長が，小学校，中学校及び高等学校にかかる助成については教育長が定める日までに神戸市私立学校振興助成申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 助成による事業計画書（様式第2-1号，様式第2-2号）
- (2) 教職員組織表（様式第3-1号，様式第3-2号）
- (3) 在校児童生徒数調（様式第4号）
- (4) 学校施設調（様式第5号）
- (5) 収支予算書（その年度のもの）
- (6) 収支決算書（その年度の前年度のもの）
- (7) 財産目録

(助成金額)

第5条 助成金額は、市長が予算の範囲内で、第3条に掲げる助成の種類ごとに定める配分基準により算定し決定する。ただし、配分額は補助対象事業の必要経費の2分の1を上限とする。

2 前項の規定にかかわらず、私立学校教育の振興のため私立高等学校を運営する学校法人等の支援を目的として市が募集する寄附金において、各年度1月末日までに当該学校法人等への支援を希望するものとして集まった寄附総額の原則として9割を限度に、市長が助成金額を決定するものとする。ただし、前項の規定による助成金額をあわせた総額は、補助対象事業の必要経費の総額を上限とする。

(助成による事業)

第6条 助成を受けた学校法人等（以下「助成法人等」という。）は、助成金に自己資金その他資金を加えて、助成を受けた年度内に第3条に掲げる目的に合った事業を実施しなければならない。

(事業実施報告)

第7条 助成法人等は、助成を受けた年度の翌年度の5月31日までに助成による事業実施報告書（様式第6-1号、様式第6-2号、様式6-3号）を市長に提出しなければならない。

(証拠書類の整備)

第8条 助成法人等は、助成による事業にかかる書類に神戸市の助成による事業であることを明記するとともに、契約書、領収書等事業を実施したことを証する書類を整備し、これらの書類を助成を受けた事業の完了から5年間保存しておかななければならない。

(調査に対する協力義務)

第9条 助成法人等は、助成の申請の際に提出した書類に記載した事実、助成金の
用途等に関し市長が必要な調査をしようとするときは、これに協力しなければな
らない。

(助成金の返還)

第10条 助成法人等が次の各号の一に該当するときは、市長は、交付した助成金
の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽又は不正の方法により助成を受けたとき。
- (3) 学校が閉鎖又は廃止になったとき。

(助成金の請求)

第11条 学校法人等は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金請求書(様式
第7号)を市長の定める期日までに 市長に提出しなければならない。

2 前項の請求があったときは、市長は速やかに助成金を学校法人等に支払うものとす
る。

(交付の時期等)

第12条 市長は、助成金の交付額の確定後、助成金を交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、助成金の交付の目的を達成するため特に必要が
あると認めるときは、助成事業の完了前に、助成金の交付予定額の全部又は一部につ
いて概算払をすることができる。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行に関し必要な事項は、幼稚園にかかる助成についてはこ
ども家庭局長が、小学校、中学校及び高等学校にかかる助成については教育長がこ
れを定める。

附 則

この要綱は、昭和45年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の神戸市私立学校振興助成要綱（以下「旧要綱」という。）に定める様式に従い提出されている助成事業計画書，助成事業実施報告書及び請求書は，この要綱による改定後の神戸市私立学校振興助成要綱（以下「新要綱」という。）に定める様式に従い提出されている助成事業計画書，助成事業実施報告書及び請求書とみなす。

3 この要綱の施行の際現に存する旧要綱に定める助成事業計画書，助成事業実施報告書及び請求書は，新要綱による助成事業計画書，助成事業実施報告書及び請求書とみなして，当分の間，なお使用することができる。

附 則

この要綱は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は，平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は，令和3年11月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。